

第15回「労働保護法 ①総論 A：労働者と使用者」

2022.05.27. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：＜論点＞残業ゼロ法案の是非
＜法＞働き方改革関連法、高度プロフェッショナル制度
＜諸説＞労働時間規制の強化、高プロ拡大、仕事量管理

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①スタッフ職を移行させ、企画業務型裁量労働制を廃止し、労働時間規制から外す
- ②仕事量を定量化し 40 時間労働制の枠内におさえる

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①浜村教授は、労基法と労契法の場合、労働者性を裁判実務上はいかなる判断基準に照らして判断すると解説しているか。5字で答えなさい。
- ②浜村教授は、Uber Eats で働く配達パートナーの、労基法や労契法上の労働者該当性について、結論としてどのように解釈しているか。原文どおりに、20字で答えなさい。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

***. 労働者・使用者**

1)労働者→労基法9条 cf.労組法3条

労働基準法研究会「労働基準法の『労働者』の判断基準について」（1985年）

使用従属性＝指揮監督下での労働、賃金支払

指揮監督→仕事依頼諾否の自由、指揮監督、拘束性、代替性。⇔人的従属

賃金支払。⇔経済的従属

補強→事業者性（機械等の負担、報酬）、専属性

関連判例：横浜南労基署事件・最一小判平成8.11.28（備車運転手）

関西医科大学事件・最二小判平成17.6.3（研修生）

2)使用者→労基法10条 cf.労組法

中間管理職は相対的（労働者の局面と使用者の局面）

[自己点検]

1) Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解

3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[課題提出者数] 4/13 4/15 4/20 4/22 4/27 4/29 5/06 5/11 5/13 5/18 5/20

137 138 140 133 135 128 131 133 134 132 132

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働保護法 ①総論 B：市民的権利」

講義テーマ：「お礼奉公」は適法なのであろうか

教科書の該当部分：第2章「労働者の人権保障」、直接に関連するのは40頁～41頁

Reading Assignment：佐藤敬二「留学費用の返還請求と労働基準法16条」

民商法雑誌120巻1号145頁以下（1999年）